

水先業務引受制限事項（神戸区）

(1) 一般的制限事項

- ① 気象・海象が操船に不適當な場合はその間の業務を引き受けない。
- ② 水路、係留施設および夜間照明装置等の異常や不備のため操船に危険があると判断される場合は、その回復または整備が完了するまでこれに制約される業務は引き受けない。
- ③ 本船の喫水に対する水深の余裕が
 - (ア) 出入航水路において、喫水の10%未満の場合は業務を引き受けない。
 - (イ) 係留場所において、次の場合その業務を引き受けない。
 - (a) 喫水9m以下の本船については、50cm未満のとき。
 - (b) 喫水9mを超え12m以下の本船については、喫水の8%未満のとき。
 - (c) 喫水12mを超える本船については、喫水の10%未満のとき。
- ④ 本船の喫水に対する水深の余裕が、喫水の10%未満の場合は業務を引き受けない。ただし、潮高を利用することができるが、最大喫水は海図記載水深までとする。

(2) 大型コンテナ船入港にかかる潮汐利用について

神戸港長は、大型コンテナ船入港時に当たり下記の条件で潮汐利用を認めている。

- (ア) 潮汐利用については入港～係留（荷役）～出港の期間において、確実に常時余裕水深10%を確保するため、当該期間の潮汐のうち一番低い潮汐の値と海図記載水深を合わせた値から余裕水深10%を導き出してもよいこと。
- (イ) この場合にあっても入港時の最大喫水が海図記載水深を超えないこと。
- (ウ) 大型コンテナ船が潮汐利用する際には、その都度審査のうえ認めることとする。

(3) 特殊制限バース

- (ア) 棧橋、岸壁へ係留するときは、原則として前後とも25m以上の余裕距離を確保することを条件として業務を引き受ける。なお、船の長さが200m以上の場合、特にこの条件を確認すること。
- (イ) Dead Shipの入出港業務は、夜間および繁忙時間帯は原則として引き受けない。